

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会（以下「本会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であり、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、会議費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、(別表)役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当を支給しない。

(費用等の支給)

第4条 役員には、理事会等への出席の都度、「会議費」として1,000円を支給することができる。但し、支払は所定の回数に達するごとにまとめて支給するものとする。

(定例報酬の額の決定)

第5条 本会の役員定例報酬月額、(別表)役員俸給表のとおりとし、各々の役員報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(会議費及び定例報酬の支給)

第5条 役員報酬は、その金額を通貨で直接支払うものとする。

会議費は役員報酬の支給と合算して支払う事を妨げない。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月19日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別表) 役員俸給表 (単位：円)

	月額		月額		月額
第1号	0	第6号	10,000	第11号	20,000
第2号	2,000	第7号	12,000		
第3号	4,000	第8号	14,000		
第4号	6,000	第9号	16,000		
第5号	8,000	第10号	18,000		